



[米国] USPTOレポート

『中国の商標・特許出願 ～非市場要因の影響～』

－ 2021年1月13日 米国特許商標庁 (USPTO) 発表 －

- ・中国から米国への商標出願が急増、その背景を調査することを目的としてUSPTOが本レポートを作成。
- ・2019年、中国への出願件数は、**商標出願780万件、特許出願140万件、実用新案登録出願227万件**であった。
- ・**出願増加の背景として、非市場要因(①政府補助金、②政府目標、③悪意の商標出願、④防衛出願)を指摘。**非市場要因により、イノベーションやブランド創造が誇張され、各国審査に負荷を与え、正当権利者の権利保護を制限する点などにも言及。
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-TrademarkPatentsInChina.pdf>

■ 商標出願急増の背景 ～非市場要因 (non-market factors)～

1. 政府補助金

中国は、国内/外国への商標出願に対して75以上の補助金制度を有する。登録費用よりも補助額が高額な場合には、合理的な経済活動者であれば商標の使用予定がなくとも出願する。

2013年深セン市は、外国商標登録出願に対して約\$750の補助金支給を開始 (USPTO 出願費用は\$225)。2013年～2017年に中国から米国への商標出願は1,264%増加。約42%が深センからの出願であった。

2. 政府目標

2020年3月11日、中国政府は国営企業に対し、マドリッド議定書に基づく国際登録出願を50%増加するよう指示。この政府目標を達成するために、地方政府は、非市場要因を活用すると見られる。

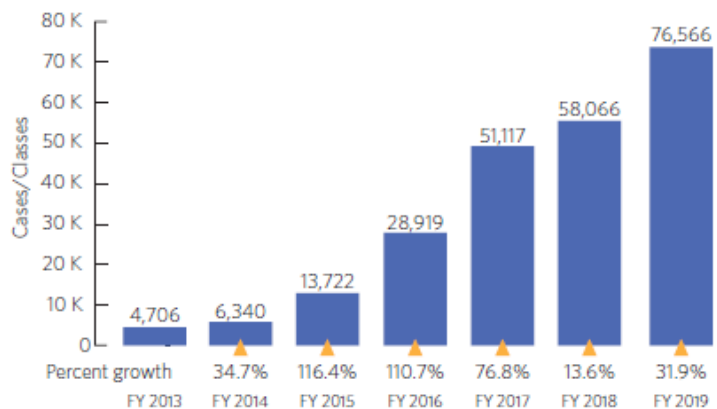
3. 悪意の商標出願

悪意の商標から利益を得ようとする者・組織が多い。悪意の商標は、商品・サービスの信用の維持を図ることを目的とするものではなく、本来期待される経済的価値はない。悪意の商標権者は、(1)正当権利者に”身代金”を要求し、(2)模倣品に商標を付して正当権利者の顧客吸引力にフリーライドし、(3)正当権利者の市場進出を妨害する。

4. 正当なブランドオーナーによる防衛出願

悪意の商標出願に対抗するため、正当なブランドオーナーは善意の商標出願を行う。資金に余裕のある企業は、複数の指定商品・役務で商標出願する。

Figure 3: USPTO trademark filings from China and percent growth, FY 2013-FY 2019



■ 中国特許の考察

- ・特許出願増の背景にも非市場要因(政府補助金、政府目標)が認められる。
- ・31の省/都市に195の補助金制度が存在する。2019年、外国特許出願に対する補助額を、北京市は最大約3億円/(出願人・年)に、上海市は最大約1.5億円/(出願人・年)にそれぞれ増額。
- ・2020年3月11日、中国政府は国営企業128社に対し、2025年までに外国特許(米国等)を倍増するよう指示。大学、公的研究機関、政府職員等にも目標が与えられている。

Figure 4: Ratio of foreign filings to domestic filings by IP5 countries in 2018

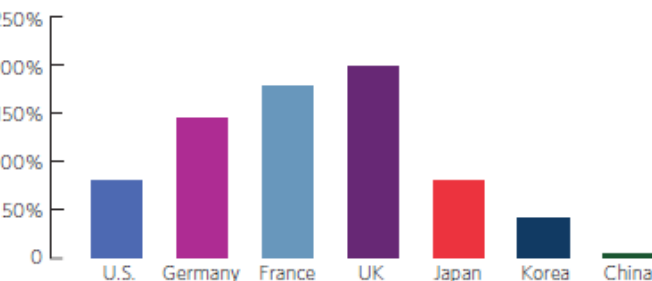
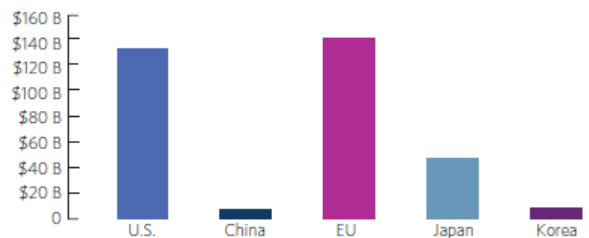


Figure 5: IP licensing receipts by IP5 countries and regions in 2019 (billions of U.S. dollars)



- ・非市場要因が及ぼす影響は、外国出願の割合、特許の経済価値にも垣間見える。
- ・上左図: 商標に比べ特許は投資効率が低いこともあり、外国特許出願の割合は、米国が80%、中国が5%と大きな開きがある。
- ・上右図: 知財権の商業化の主たる手段となるライセンス収入を見ると、中国は他国と比べて著しく低い。

本レポートは米国の政権交代直前に公表された。次期政権が非公表とすることを懸念して公表された、との声も聞こえる。中国は先端技術(5G, AI等)への投資を加速しているが、本レポートは、出願増加の背景に迫り、データから知財権の経済的価値を示し、中国の別の姿を浮き彫りにしている。